

## 住民監査請求（地域ネットワーク委員会等）監査結果について（概要）

平成 22 年 7 月 22 日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人（8 人）に通知しました。

### 1 請求の要旨

平野区加美北地区社会福祉協議会に関する補助金の不正受給につき、以下のように住民監査請求を提起する。

#### (1) 地域ネットワーク委員会

市健康福祉局は、要綱に基づき、社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて地域ネットワーク委員会の活動に対し補助金を交付している。補助金額は、活動経費年額 247,000 円、推進員設置経費（推進員活動経費）月額 100,000 円（年額 120 万円）、推進員設置経費（備品購入経費、電話架設料）139,000 円と定めている。

平野区加美北 8 丁目 14-7 の敷地には、加美北社会福祉協議会が設置主体となっている建物が 2 点存在し、その一つが加美北地区ネットワーク委員会事務所となっている。しかし、これらの敷地の出入り口は 1 か所で、ほとんど常時施錠されているため、相談などで訪れる住民の姿もなく、常駐を義務付けられている推進員の姿も見られない。これでは、ネットワーク委員会の役割も果たせているとは考えられない。

そこで、平成 22 年 2 月の事務所の開設状況の確認を行ったところ、閉館を目視できた日は、1、8、10、11、12、15、16、17、18、19、22、25、26 日の 13 日に及び、終日閉館していた日は、2 日間だけである。

活動日誌を照会したところ、来室者はゼロで、訪問件数も 26 件と 1 日平均 1 件程度である。活動内容の記載は食事サービス実施やふれあい喫茶準備など推進員の活動以外の記載が多く、虚偽と見られる記載もある。推進員としての活動ではなく契約違反である。

推進員の活動費は、その業務実態の対価として高額であり、推進員推薦の不透明さとともに各地域で問題になっている。事務所の業務契約締結者であるネットワーク委員長は日常の推進員の活動を把握し、業務の適切な遂行を確認し進める責任がある。

区社協や市社協及び市健康福祉局担当者らは、提出された実績報告書等の書類審査だけでもその矛盾を発見し、確認し、不適切な補助金交付について返還請求する責務がある。補助金の交付決定、調査、取消、返還請求は要綱上市長の権限であるところ、これを違法に怠り、市に損害を生じさせている。市長は、平成 21 年度の推進員給与 120 万円、活動経費 247,000 円、合計 1,447,000 円について不当利得返還請求権を行使すべきである。

#### (2) 老人憩の家

市健康福祉局は、ほぼ市内各小学校区に 1 館、合計約 360 か所に設置されている老人憩の家の運営補助として、1 か所につき年額 438,000 円、総額 1 億 5,700 万円の補助金を要綱に基づき交付している。

しかしながら、加美北老人憩の家は、加美北老人憩の家運営委員会が運営主体となり補助金を受け取っているが、周辺住民から普段から施錠されたままで住民が利用していないとの声があがっていた。平成 21 年度の実績報告書には毎月の開館日数と利用人数などが記載され、年間 265 日を開館したと報告されている。また、行事内容は憩の家設置主体である加美北社会福祉協議会の会合、いきいき教室、カラオケ等と記載されているが、補助金の使途は管理人報酬と光熱水費で約 133,000 円、他は清掃委託費や修繕費などとなっている。

加美北老人憩の家は、請求人らが頻りに現場を訪れて閉館・施錠を確認した結果、20 日以上の開館と記載される実績報告は虚偽と考えざるを得ない。市担当局及び補助金の決裁関係者らは具体的に確認する責務がある。

平成 21 年度老人憩の家領収書について、管理人報酬 60,000 円は報酬に値する業務ではない、光熱水費・通信運搬費は最低に近い料金。夏・冬の空調利用料金の変化なし。光熱水費からも開館の形跡が見られない。消耗品費 8,331 円は利用なしで不要支出。備品修繕料 130,580 円は費目に該当せず、ガスコンロ修理代は高額。掃除料、剪定料、砂利入れ等の領収書は写真等確認資料なし。有料にも疑問。要綱に反し、目的に沿った事業をやっていない。

以上のことから、平成 21 年度加美北老人憩の家運営委員会に対し交付した補助金 438,000 円は、実態のない虚偽報告に基づくものであり市に返還されるべきである。

(請求額①1,447,000 円、②438,000 円 合計 1,885,000 円)

## 2 請求の受理

- ・本件請求は、加美北地区ネットワーク委員会に係る平成 21 年度地域福祉活動推進事業補助金及び加美北老人憩の家に係る平成 21 年度老人憩の家運営補助金について、補助金交付要綱に反する目的外使用があるにもかかわらず、本市職員等が実績報告等の確認を怠る、また、ネットワーク推進員の設置経費が高額過ぎるなど、違法不当な公金の支出（精算）があるとしてなされたものと解される。
- ・また、加美北老人憩の家に係る運営補助金については、同施設が 20 日以上の開館と記載される実績報告書は虚偽であったにもかかわらず、市長らが補助金受領者側の不正行為等を発生原因とする損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使していないとして「財産（債権）の管理を怠る事実」を主張しているとも解される。
- ・しかしながら、請求人の主張のうち補助金受領者側の不正行為があるとする部分については、自らの調査に基づいて 20 日以上の開館と記載される実績報告は虚偽と考えざるを得ない旨主張するものの、もとより補助金受領者側の違法行為であっても本市職員等の違法不当行為ではなく、そもそも実績報告書の内容から本市職員等が窺い知る由もないと解さざるを得ない以上、本市職員等の「財産（債権）の管理を怠る事実」については、請求人において具体的な理由をもって摘示主張されていないと言わざるを得ず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。
- ・以上により、本件請求のうち、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）と解されるものについて、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 3 監査の結果

### (1) 加美北地区ネットワーク委員会に係る地域福祉活動推進事業補助金

#### ア 推進員の事務所への常駐義務について

- ・請求人は、推進員は事務所に常駐して業務を行うことが義務付けられているにもかかわらず、加美北地区ネットワーク委員会事務所はほとんど常時施錠され、平成 22 年 2 月の終日開館は 2 日間だけであるなど推進員は常駐していない旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、推進員の活動場所について、要綱上公的な施設であることとされているが、これは活動拠点を意味し、推進員としての業務を遂行するためには、グループ活動実施場所、個別支援者宅や関係機関を訪問することが必要となる旨説明する。
- ・推進員の事務所への常駐義務については、そもそも請求人の主張根拠が定かではないが、要綱上、推進員の業務内容としてボランティア活動の把握と組織化、一時的な相談援助活動、相談援助にかかる団体等との連絡調整など地域に出て効果を発揮するものも挙げられていることからすれば、必要に応じた事務所外での活動も想定され、推進員は事務所に常駐することが義務付けられているとは言えない。

#### イ 活動内容の記載について

- ・請求人は、当該推進員の活動内容は食事サービス実施やふれあい喫茶準備など推進員の活動以外の記載が多い旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、推進員は、ふれあい喫茶をはじめとするグループ活動では、ボランティア活動に係る連絡調整、企画、参加者の状況把握やニーズ発見等を行っており、これらは要綱上、援助を要する住民の生活状況等の情報整理、ボランティア活動の把握と組織化、その他

委員会活動の推進に関する業務に該当し、高齢者食事サービス事業では、ボランティア活動に係る連絡調整、参加者の状況把握やニーズ発見等を行っており、要綱上、援助を要する住民の生活状況等の情報整理、ボランティア活動の把握と組織化、その他委員会活動の推進に関する業務に該当し、推進員本来の業務である旨説明する。

- ・この点、ふれあい喫茶については、要綱に定められた健康づくり・生きがいくりの支援活動に該当し、ネットワーク委員会が補助対象事業として行うことができる事業であると解されるうえ、加美北地区ネットワーク委員会の活動計画書及び活動報告書にも記載されていることから、監査対象局の説明に合理性がないとまでは言えない。
- ・食事サービスについては、別途委員会が設置されている事業ではあるものの、要綱上補助対象事業としてネットワーク委員会が行うことができる健康づくり・生きがいくりの支援活動の目的等に照らし、ネットワーク委員会が参画する事業として必ずしも不適切なものとは言えない。また、監査対象局は、要綱上推進員の業務にあたる旨説明しているが、食事サービスに推進員が参画することは高齢者の状況把握につながるなど推進員の役割にも合致していることなどから、監査対象局の説明に合理性がないとまでは言えない。

ウ 推進員の設置経費の水準について

- ・請求人は、推進員の設置経費（活動費）は、その業務実態の対価として高額である旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、設置経費の上限 10 万円は月あたり 120 時間従事すると 1 時間あたり 833 円となり、さいたま市社会福祉協議会が非常勤職員として雇用する地域福祉コーディネーターの時給が 830 円であることを考慮すれば、妥当な水準であるとする旨説明する。
- ・推進員の設置経費の水準については、請求人の主張が比較対象を明確にすることなく単にイメージとして高すぎるとしているに過ぎないと解される一方、監査対象局の説明についても、その業務内容の比較を充分に行うことなく雇用契約における時給を参考にすることなくその水準の根拠に疑問がないわけではないが、設置経費の水準が著しく高額であり妥当性を欠くとまでは言えない。

(2) 加美北老人憩の家に係る運営補助金

- ・請求人は、加美北老人憩の家は普段から施錠され住民が利用しておらず、20 日以上開館と記載される実績報告は虚偽である旨主張する。また、実績報告書や領収書等から事業執行等をチェックできるにもかかわらず、本市職員等はそのチェックを怠っている旨主張している。
- ・これに対して、監査対象局は、実績報告書及び添付された領収書等について、提出時に区及び監査対象局において、実績報告書記載の代表者氏名等に誤りがないか、記載額が正しく計算されているか、運営方法として開館日数等が正しく記載されているか、添付されている領収書に補助対象外経費が含まれていないかといった点を確認している旨説明する。また、監査請求提出後の監査対象局の調査（以下、「今回の調査」という。）において、平成 22 年 2 月の加美北老人憩の家の利用状況は、定例行事としての使用が 7 団体 13 回、定例外の使用が 3 回あったことを確認するとともに、運営委員会として地域の役員会などを含め 20 日以上は利用していると考え、実績報告書に記入したことを運営委員会から聞き取り確認した旨説明する。
- ・この点、実績報告書の開館日数は虚偽であるとする請求人の主張については、仮に、本市職員等が実績報告書の確認において日々の開館状況をその都度確認し虚偽の事実を知り得べきであったとする主張であるとするならば、尽くすべき注意義務を超えるものと言わざるを得ない。
- ・また、請求人は本市職員等が実績報告書等のチェックを怠っている旨それぞれの費目についても個別に主張するので、各々判断を行う。

（管理人報酬について）

- ・請求人は、管理人報酬について、報酬に値する業務ではない旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、管理人報酬について、使用申込の受付及び確認、臨時使用の際の鍵の受け渡し、建物管理、区役所等との連絡調整などの業務に対する報酬である旨説明する。
- ・管理人報酬については、そもそも要綱上補助対象とされており、今回の調査によれば、業務実態も確認されている。

（光熱水費について）

- ・請求人は、光熱水費・通信運搬費については最低に近い料金で夏・冬の空調利用料金の変化がなく開館の形跡が見られない旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、電気・水道料金は日頃から節電・節水を呼びかけていることから低額になっていること、今回の調査において、ガス料金は、ほぼ冬場の暖房としてのガスファンヒーターの使用のみにとどまっていることから冬季が相応の料金になっていることを確認した旨説明する。
- ・光熱水費については、電気・ガス料金について、最大の月が最小の月の2倍以上になっているなど季節変動がないとは言えず、光熱水費の状況のみをもって開館の形跡が見られないとする請求人の主張は前提を欠いている。また、通信運搬費はそもそも支出がない。  
(消耗品費について)
- ・請求人は、消耗品費についてはそもそも利用実態がないので支出不要である旨主張するが、加美北老人憩の家は利用されていることが認められる。  
(備品修繕料について)
- ・請求人は、座布団購入費・ガスコンロ修理代は備品修繕料の費目に該当せず、ガスコンロ修理代は高額である旨主張する。
- ・これに対し、監査対象局は、今回の調査において、座布団購入費は本来備品購入費及び使用料に区分すべきものであったものの、購入した座布団を確認しており、ガスコンロ修理代は領収書記載誤りによりガス配管工事代であったことを確認し、今後は適正に記載するよう指導する旨説明する。
- ・この点、備品修繕料にかかる費目の相違が、実績報告書等の提出時の確認で判明しえなかったかどうかは疑問が残るものの、当時の確認は添付されている領収書に対象外経費が含まれていないかを確認する方法をとっていたことからすると発見できなかった可能性も否定できない。また、座布団購入費及びガス配管工事代の補助対象適合性に関する監査対象局の説明に不合理な点は見受けられず、また、ガスコンロ修理代はその金額のみをもって特段外見上疑問をはさむ余地は見受けられない。
- ・以上のように、備品修繕料においては、添付された領収書等の一部に費目誤りや付記の誤りが認められるものの、補助対象適合性には影響しないものにとどまっている。  
(建物保険料について)
- ・請求人は、有料ゴミ処理代は建物保険料とは別費目である旨主張するが、要綱に定められている実績報告書においては、ゴミ処理の手数料は建物保険料及び手数料の費目に区分することとされている。  
(その他管理費について)
- ・請求人は、その他管理費について、掃除料・剪定料・砂利入れ等の領収書につき写真等の確認資料がないこと、有料であることにも疑問がある旨主張する。
- ・これに対し、監査対象局は、その他管理費について、実績報告書に添付すべき書類は領収書等の支出が確認できる書類となっており、写真等の確認資料については提出を求めている旨説明する。
- ・その他管理費については、要綱等により実績報告において写真等の確認資料の添付は義務付けられておらず、実績報告書に添付された領収書等において特段外見上疑問をはさむ余地は見受けられない。
- ・そうすると、本市職員等において実績報告書等の確認を怠ったとは言えず、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な支出（精算）があったとは言えない。

#### 4 結論

以上の判断により、本件請求には理由がない。（棄却）

(意見)

- ・本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、特に、ネットワーク委員会に係る補助金については、推進員の設置経費が補助対象となっている以上、監査対象局は、推進員の実際に行う業務

- 内容が補助目的・趣旨等に合致しているか否かの確認を適切に行うべきであることは言うまでもない。
- ・しかしながら、地域において推進員が複数の役職等を兼ねている場合が少なくない事情があるとはいえ、一見すると、地域活動に関わっておりさえすれば、あたかもすべからく補助対象とみなすかのように見受けられることは、誠に遺憾である。
  - ・見守り・声かけ活動などを地域に広げ、個別の相談を関係機関につなぐといった推進員の本来の役割の重要性に鑑みれば、実際の業務内容の確認は極めて重要であり、監査対象局においては、市民から疑念を招くことのないよう、速やかに補助対象業務の明確化を行い、本来の役割と実際に差異が生じていないか、改めて、地域の相談窓口としての推進員の役割そのものについても、この際再検証するとともに、必要に応じて補助のあり方についても見直しを検討すべきである。